

そう だん つう ほう とどけ で す
相談・通報・届出は、お住まいの
 し ちょう そん まど くち しやうがいしや ぎやくたい ほう し
市町村窓口（障害者虐待防止センター）へ

あおもり し
青森市 障がい者虐待防止センター
 017-722-3260（直通）

ひろさき し
弘前市 障害者虐待防止センター
 0172-40-7036（直通）

はちのへ し
八戸市 障がい者虐待防止センター
 0178-43-9343（直通）

東津軽郡

ひら ない まち
平内町 障害者虐待防止センター
 017-755-2114（直通）

いま べつ まち
今別町 障害者虐待防止センター
 0174-35-3004（直通）

よもぎ た わら
蓬田村 健康福祉課
 0174-27-2111（代表）

そと が はま まち
外ヶ浜町 障害者虐待防止センター
 0174-22-2941（直通）

西津軽郡

あじ が さわ まち
鱒ヶ沢町 障害者虐待防止センター
 0173-72-2111（代表）

ふか うら まち
深浦町 福祉課
 0173-74-2117（直通）

中・南津軽郡

にし め や わら
西目屋村 住民課
 0172-85-2803（直通）

ふじ さき まち
藤崎町 福祉課
 0172-88-8195（直通）

おお わに まち
大鰐町 障害者虐待防止センター
 0172-55-6568（直通）

いな かだ て わら
田舎館村 厚生課
 0172-58-2111（代表）

くろいし し
黒石市 福祉総務課 障がい福祉係
 0172-52-2111（代表）

ごしょがわら し
五所川原市 福祉政策課
 0173-35-2111（代表）

とわ だし
十和田市 障害者虐待防止センター
 0176-51-6718（直通）

北津軽郡

いたやなぎ まち
板柳町 障害者虐待防止センター
 0172-73-2111（代表）

つる た まち
鶴田町 障害者虐待防止センター
 0173-22-2111（代表）

なかどまり まち
中泊町 障害者虐待防止センター
 0173-57-2111（代表）

上北郡

の へ じ まち
野辺地町 障害者虐待防止センター
 0175-65-1777（直通）

しちのへ まち
七戸町 保健福祉課
 0176-68-4631（直通）

ろくのへ まち
六戸町 障害者虐待防止センター
 0176-55-3111（代表）

よこはま まち
横浜町 障害者虐待防止センター
 0175-78-2111（代表）

とうほく まち
東北町 障害者虐待防止センター
 0176-56-4517（直通）

ろっ か しよ わら
六ヶ所村 福祉課
 0175-72-2111（代表）

おいらせ ちょう
おいらせ町 介護福祉課
 0178-56-4705（直通）

み さわ し
三沢市 障害者虐待防止センター
 0176-51-8772（直通）

むつ し
むつ市 障害者虐待防止センター
 0175-22-1111（代表）

つがる し
つがる市 福祉課
 0173-42-2111（代表）

ひらかわ し
平川市 障がい者虐待防止センター
 0172-44-1111（代表）

下北郡

おお まち
大間町 住民福祉課
 0175-37-2111（代表）

ひがしどおり わら
東通村 障害者虐待防止センター
 0175-28-5800（代表）

かざ ま うら わら
風間浦村 村民生活課
 0175-35-3111（代表）

さ い わら
佐井村 福祉健康課
 0175-38-2111（代表）

三戸郡

さんのへ まち
三戸町 住民福祉課
 0179-20-1151（直通）

このへ まち
五戸町 福祉課
 0178-62-2111（代表）

たっこ まち
田子町 住民課
 0179-32-3111（代表）

なん ぶ ちょう
南部町 福祉介護課
 0178-60-7101（直通）

はしかみ ちょう
階上町 介護福祉課
 0178-88-2641（直通）

しん ごう わら
新郷村 厚生課
 0178-61-7555（代表）

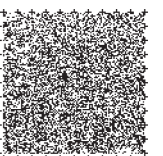
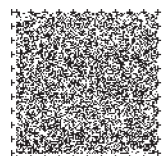
 **秘密は守られます**

※市町村の連絡先は、原則として
 平日の日中の連絡先です。
 ※令和4年4月1日現在

青森県障害者権利擁護センター

●青森県健康福祉部 障害福祉課
 ☎017-734-9307 FAX 017-734-8092
 月～金（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

●青森県社会福祉協議会障害者権利擁護センター
 ☎017-721-1206 FAX 017-731-3098
 E-mail : s-kenri@aosyakyo.or.jp
 月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00
 ※夜間、休日は留守番電話で対応します



みんなで防ごう
 しょうがいしやぎやくたい
障害者虐待

ぎやくたい あ まえ けんり
 虐待は当たり前前の権利が

しんがい
 侵害されることです。

ぎやくたい ひと
 虐待をしている人も、

ぎやくたい う ひと
 虐待を受ける人も、

ぎやくたい き
 虐待だと気がつかないまま、

お
 起きている場合があります。

だれ あんしん く
 誰もが安心して暮らせるために、

みんなでしょうがいしやぎやくたい かせ
 みんなで障害者虐待を防ぎましょう。



「何人も、障害者に対し、虐待してはならない。」（障害者虐待防止法第3条）

しょうがいしやぎやくたい ばっけん ばい ほうほう ぎむ
 障害者虐待を発見した場合には通報義務があります。

じゆうみん よう ごしや しやうしや ふくし じぎょうしやとうすべ ひと ぎやくたいほうし つと
 住民、養護者、使用者、福祉事業者等全ての人が、虐待防止に努める
 必要があります。

あおもりけんしょうがいしやけんりようご
青森県障害者権利擁護センター

SPコード

専用の読取装置を
 使用すると、音声
 で紙面の情報を聞
 くことができます。

障害者虐待とは

平成24年10月から障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。

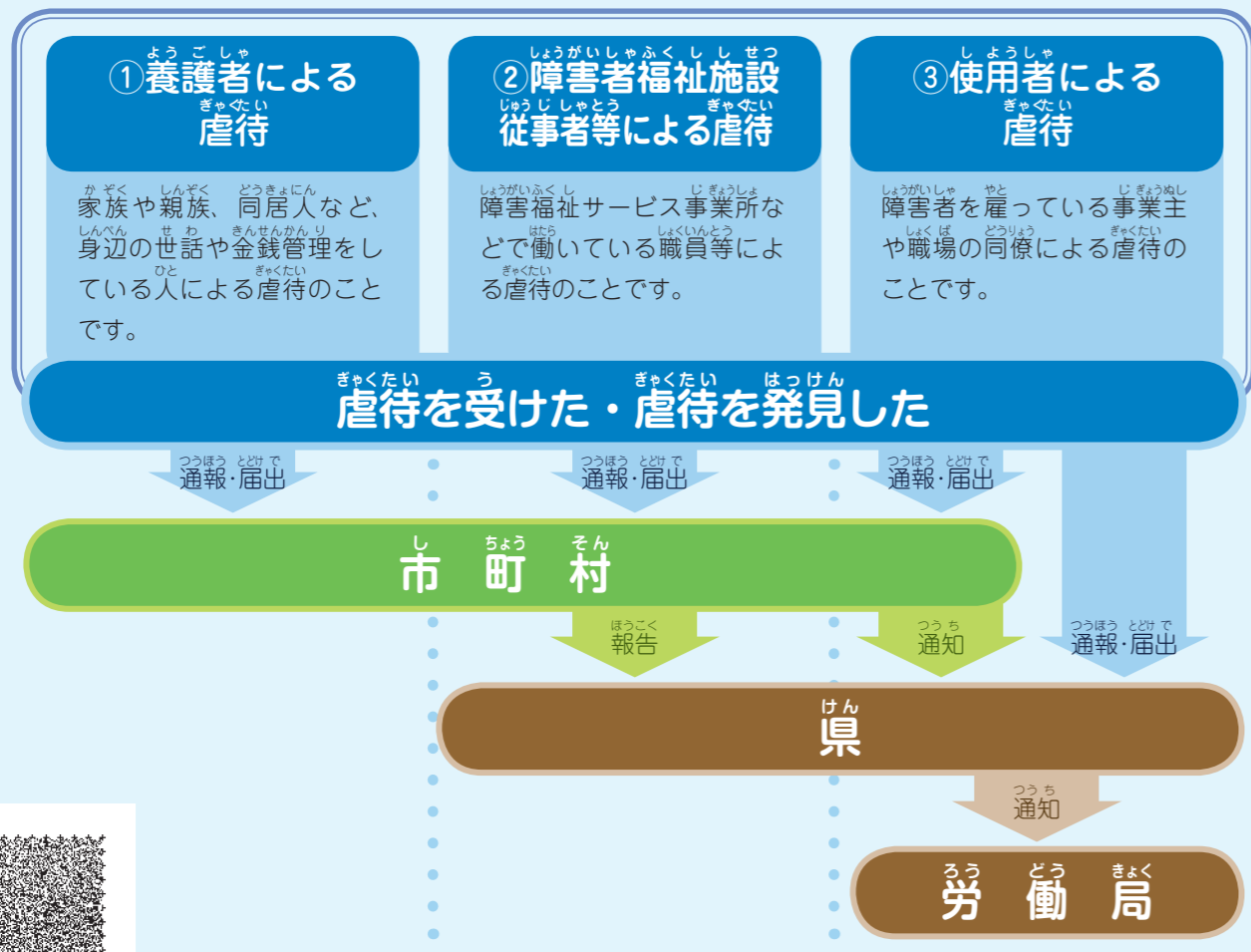
障害者虐待は、障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立や社会参加を妨げる行為です。この法律は、障害者への虐待を禁止し、その予防と早期発見のための取り組みを行うとともに、虐待を受けた障害者の保護や自立を支援し、養護者の負担の軽減を図るための支援について定めています。

対象となる人は

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能に障害がある人で、障害や社会的な障壁によって、日常生活などに支援が必要な人が対象となります。手帳のない人も対象となります。

障害者虐待の種類と通報の流れ

障害者虐待防止法では、①から③の種類に分けています。虐待を受けた本人からの届出や虐待を発見した人からの通報は、市町村が中心となって対応します。



虐待が発生した場合の対応

虐待の通報や届出を受理した市町村は、内容の事実を確認し、障害者の安全確認を行います。必要に応じ、虐待した養護者等から引き離し、福祉施設などに保護したり、面会を制限するなどして障害者を保護します。保護が必要ない場合でも、居住の場を確保したり、福祉サービスの利用につなげます。

虐待をしている側の養護者にも支援します。サービスの利用を進めるなどして、養護者の介護や心の負担を軽減するための取り組みを行います。

こんなことが虐待にあたります

- 身体的虐待**
身体に外傷が生じるような暴行を加えること。
正当な理由なく身体を拘束すること。
たとえば… 殴る 蹴る 閉じ込める 不要な薬を飲ませる
- 性的虐待**
障害者にわいせつなことをしたり、させたりすること。
たとえば… 性行為を強制する 性器への接触 裸にする わいせつな話をする
- 心理的虐待**
著しい暴言や拒絶的な対応で、心理的外傷を与える言動を行うこと。
たとえば… 怒鳴る 悪口をいう 仲間に入れない わざと無視をする
- 放棄・放置**
食事などの世話をせず、障害者を衰弱させることや、他の虐待行為を放置すること。
たとえば… 食事を与えない 入浴させない 劣悪な住環境で生活させる
- 経済的虐待**
障害者の財産を不当に処分したり、不当に利益を得ること。
たとえば… 本人の同意なしに金銭を使用する 年金や賞金を渡さない 本人の同意なしに財産等を運用する

虐待のサイン

虐待されている人には、虐待されているという自覚がなかったり、あきらめたり、我慢してSOSを出せない人がいます。周りにいる人々が小さなサインを見逃さないことも大切です。

- たとえば・・・
- 体に小さな傷がみられる
 - 施設や職場に行きたがらない
 - 食欲の変化が激しい
 - 空腹を訴える、栄養失調がある
 - 体から異臭がする、汚れている
 - おびえたり、こわがったりする
 - 睡眠が不規則になる、夢にうなされる
 - 体重が不自然に増減している
 - ずっと同じ服を着ている
 - お金を使っている様子がない

